

2012年6月8日

地球温暖化対策の選択肢原案のとりまとめにあたっての意見（改訂版）

地球環境部会臨時委員
（電気事業連合会環境専門委員会委員長）
井上祐一

2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会専門委員
（中部電力(株) 執行役員 環境・立地本部環境部長）
渡邊広志

1. これまでの部会および小委員会では、概ね以下のような意見を申し上げてきた。

- (1) エネルギーに関わる部分の検討にあたってはS + 3 Eのバランスが重要であり、総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での検討と整合を図るべき。また、わが国のエネルギー自給率が4%と極めて低い実情を踏まえれば、電力の安定供給にあたっては、3 E（エネルギー安定供給、経済性、環境保全）の観点から、海外から輸入する化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切である。したがって、再生可能エネルギーや省エネルギーとともに、原子力発電を、安全確保を大前提として今後も一定の割合で重要な電源として活用していく必要がある
- (2) これまでの温暖化対策・施策のコストと効果を検証した上で、今後の対策・施策を検討すべき。（今後実施する対策・施策については、容易にコスト、効果を検証出来るよう、データ収集等の仕組みが必要）
- (3) 今後の対策・施策については、コスト、効果、時間軸等を踏まえた実現可能性を評価し、分野間での対策・施策の強度の違いを精査すべき。
- (4) モデル分析、系統対策コスト等の試算結果を示す際には、その前提条件、分析の限界等を合わせて明示すべき。
- (5) 削減目標を考える際には、国際公平性を十分勘案すべき。その際の重要な指標は限界削減費用。
- (6) 選択肢の原案を示す際には、国民負担（中小企業や家庭における電気代など）、実現の不確実性などマイナス情報も含めて、その選択肢が意味するところを誤解のないよう分かり易く示すべき。
- (7) 国際貢献は重要であるものの、我が国の目標の一部とすることについては、2020年以降の国際的な枠組みを見ながら検討すべき。

2. 上記について、これまでの議論は次のとおりであったと認識している。

- (1) エネルギー・環境会議の基本方針において、エネルギー安全保障の確保と温暖化問題への貢献の両立が謳われているにもかかわらず、中環審での議論ではエネルギー安全保障の観点が軽視されている。火力発電については、燃料の多様性を確保する

ことが重要であり、CO₂の観点のみで石炭火力を制限することは問題が大きいにもかかわらず LNG 火力に偏ったシナリオが描かれている。また再生可能エネルギーについては、その導入量および発電電力量に不確実性があることが軽視されている。

- (2) これまでの温暖化対策・施策のコストと効果について、検証されないまま今後の対策・施策の議論に移っている。
- (3) 対策・施策の強度に関して、未だ十分な議論がされていない。
- (4) モデル分析や系統対策コストの試算について、第 107 回部会・第 20 回小委員会部会配布資料 2 「地球温暖化に関する選択肢の原案の構成、複数の選択肢原案を評価する視点等について」では試算結果だけが示されており、前提条件、割り切り、考慮されていない点などが併記されていないため、前提が変わることにより分析結果や試算結果も変わり得ることなどが読み取れず、読者に誤解を与える記述となっている。
- (5) 国際公平性を踏まえた削減目標に関する議論が十分されていない。
- (6) 報告書素案「1. 検討経緯・検討方針・検討プロセス（4）選択肢の原案を検討するに当たっての基本的考え方」に、「必要な対策・施策についてはその有効性、実現可能性についての検証を行う」や「国民各界各層の理解と協力が得られるよう、経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果を分かりやすく示す」とあるが、実践されていない。
- (7) 報告書素案では、国際貢献分を目標の一部とし第一約束期間の 1.6%から強化する旨の記載があるが、目標とすることについては複数の委員から反対意見が出ている。

3. したがって、時間的制約から、中環審における何らかの審議結果をエネルギー・環境会議に報告するならば、基本問題委員会で参考となった原子力 35%のケースも含め、先般、経済モデル分析が行われた現状の案を中心にまとめざるを得ないが、報告書のとりまとめにあたっては、次の点に留意いただきたい。

- ▶ 「エネルギー安全保障」は国の根幹を支える重要課題であり、これを官民挙げて確保することが資源・エネルギー政策の大原則である。エネルギー安全保障とは、資源生産地から国内の最終消費者に至るまで、安定的にエネルギーが供給される体制を構築するとともに、それが脅かされるリスクを最小化することである。エネルギー安全保障を強化するためには次の五要素を総合的に確保する必要がある。①自給率の向上、②省エネルギー、③エネルギー構成や供給源の多様化、④サプライチェーンの維持、⑤緊急時対応力の充実、である。したがって、報告書にはエネルギー源の多様性確保が必須であることを明記し、CO₂の観点のみで特定のエネルギー源を排除するような記載をすべきではない。上記③、④、⑤を考慮すると、報告書素案の火力発電の構成に係る記述（LNG火力と石炭火力の立地・設備更新に関する考え方の 3 案の記載）は削除すべき。仮にこのまま 3 案を記載するのであれば、エネルギーセキュリティや経済性を考慮していない案であることを注釈すべき。
- ▶ 「選択肢原案」という表記は、本来、中環審が提示すべき選択肢原案の条件（選択肢の原案は、各案の基本的な考え方、「高位」「中位」「低位」の対策・施策の CO₂削減効果、コスト、雇用や電気料金など国民生活への影響、社会・経済への影響等に

ついて整理したものを選択肢として国民に分かりやすく示すための材料でなければならない。分野間における対策強度の違い、費用対効果、実現性等について部会で議論し作り上げる必要がある。)には合わないので、「定量分析ケース」といった用語にすべき。

- 報告書には、これまでの検討の中で議論が尽くされた点／尽くされていない点を明確に示し、議論が尽くされていない点については、今後の取扱いを示すこと。
- 様々な試算結果を示す際には、必ず前提条件、留意事項等を付記し、結果だけが一人歩きしないよう最大限注意をはらうこと。

4. 上記1. 2.を踏まえ、今後1. で申し上げた点について引き続きご検討いただきたい。また、今回報告書で示される削減目標、対策・施策には、省エネ量、再生可能エネルギーの導入量等に関し、大きな不確実性が内在している。したがって、対策・施策のコスト及び効果の評価を踏まえた不断の見直しが必要であり、少なくともエネルギー基本計画の見直しの際には同時に見直しをしていただきたい。

以 上